

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		さいたま市墓地及び納骨堂利用の許可の取消し
根拠条例・規則等名		さいたま市墓地及び納骨堂条例
条 項		第9条及び第20条
所 管 部 課		保健福祉局保健部思い出の里市営霊園事務所 (電話：686-3499)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>【墓地利用許可の取消】 以下に該当する場合、許可を取り消すことができる。 (1)利用者が墓地利用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (2)管理料を3年間納付しないとき。 (3)法令又はこの条例及び規則に違反したとき。</p> <p>【納骨堂利用許可の取消】 以下に該当する場合、許可を取り消すことができる。 (1)利用者が納骨堂利用権を譲渡し、又は転貸したとき。 (2)法令又はこの条例及び規則に違反したとき。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		